

議会活性化調査特別委員会 行政視察報告書

視 察 日 程 令和7年8月5日（火）～7日（木）

視 察 先 茨城県つくば市、茨城県取手市

参 加 者 委員長 横内 博之 副委員長 村上 智子
委 員 佐藤 駿 宇田 秀雄 眞鍋 幹雄 吉田善三郎

【茨城県つくば市】視察項目：議会BCPについて・議会カフェについて

人口260,733人 面積283.72平方キロメートル 議員定数28人（令和7年7月時点）

1 議会BCPについて

議会基本条例の検証をする中で議会BCP策定についての協議が行われ、令和4年に「つくば市議会業務継続計画」として策定されたものである。

（1）特徴

- ・議員の担当地区の設定
- ・災害発生時の定例会における対応を図式化
- ・感染症禍における議会運営

（2）災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは執行機関であり、議会は議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となることを踏まえ、災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。一方で、議会が自らの役割である審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集し、内容を精査し、評価・分析することが必要不可欠である。そのため、議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え、災害対応に当たる必要がある。

（3）業務継続計画の発動基準（想定する災害の種別）

地震

- ・市内で震度5強以上の地震を観測したとき

風水害

- ・大雨、大雪、暴風、暴風雪のいずれかの特別警報が発表され、相当の被害の発生が予想されるとき
- ・風水害により局所的に被害が発生したとき
- ・鬼怒川(川島1.9m)の「避難判断水位」を超過し、上流地点の降雨量 や観測所の水位

の上昇などから判断し、今後も増水が予想されるとき

- ・桜川(桜橋4.5m)、小貝川(黒子5.1m・上郷4.8m)の「避難判断水位」を超過し、上流地点の降雨量や観測所の水位の上昇などから判断し、越水や溢水等の発生が予想されるとき
- ・「非常に強い」台風または「猛烈な」台風がつくば市に接近または上陸することが予想されるとき

大規模事故等

- ・航空、鉄道、道路、危険物等の事故、大規模火災及び林野火災のいずれかにより、一度に多数の人命に危険が生じる突発的事態が発生したとき

感染症、その他

- ・新型インフルエンザ等が発生し、厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表を受け、任意の市対策本部が設置されたとき

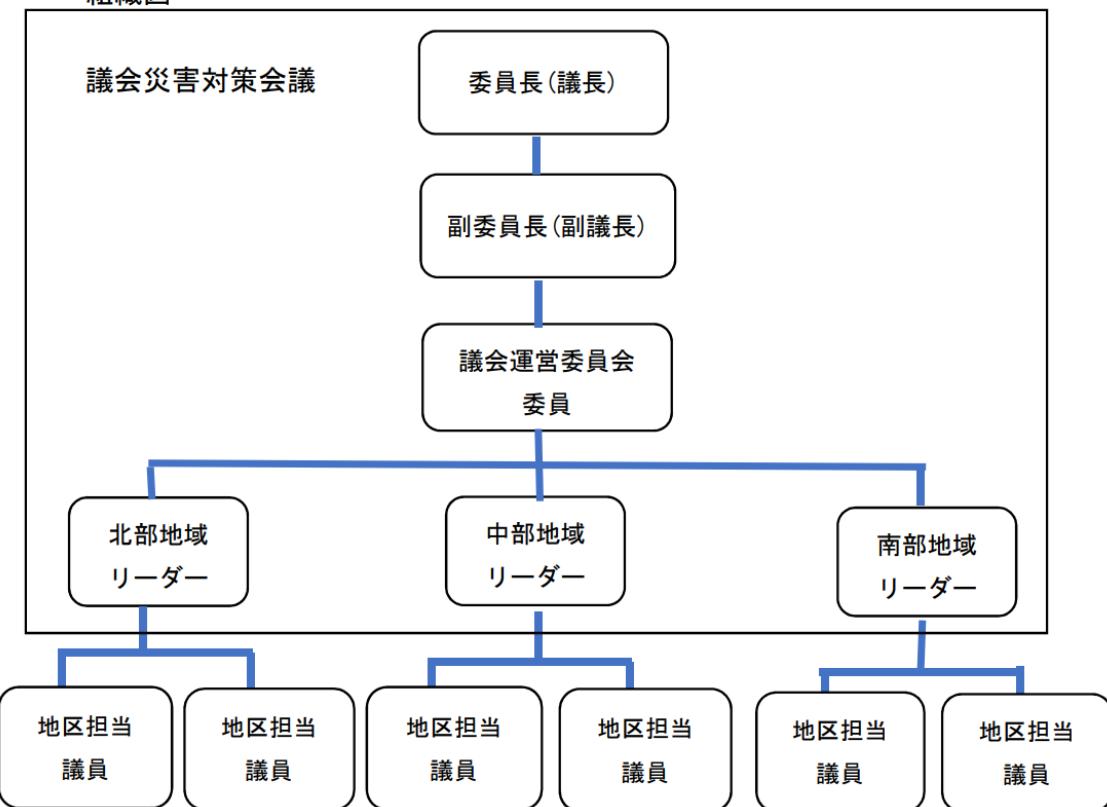
想定する全ての災害の種別において（共通）

- ・市長または防災担当副市長が必要と認めたとき

(4) つくば市議会災害対策会議

地震、風水害等の災害が発生し、つくば市災害対策本部が設置された場合、つくば市議会災害対策会議を設置することができる。議会災害対策会議は、委員長が招集する。

組織図



・任務

- ア 議員の安否確認を行うこと。
- イ 議員からの災害情報を収集・整理し、市災害対策本部等に情報提供を行うこと。
- ウ 市災害対策本部等からの災害情報を収集し、議員に情報提供を行うこと。
- エ 市災害対策本部等に対し、要望・提言を行うこと。
- オ 必要に応じて、国・県等への意見書の提出を行うこと。
- カ その他委員長が必要と認める事項に関すること。

・地域リーダーの任務

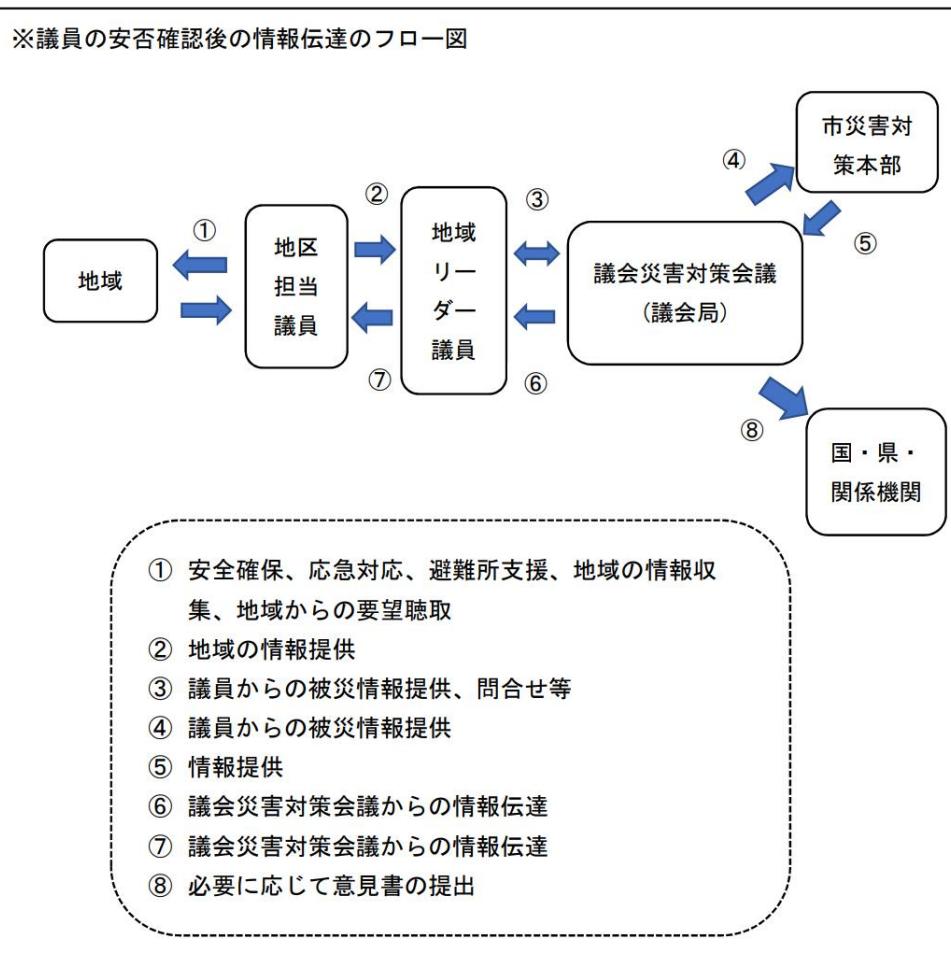
- ア 地区の情報を集約し、つくば市議会議員情報収集連絡表にて議会災害対策会議に情報提供を行うこと。
- イ 議会災害対策会議からの情報を地区担当議員に伝えること。

・地区担当議員の任務

- ア 指定された地区において、情報収集・情報伝達を行うこと。
- イ 指定された避難所等の状況等を把握し、支援物資の不足など市民の声を聞くこと。
- ウ 上記の情報や内容をつくば市議会議員情報収集連絡表にて地域リーダーに伝えること。

・情報の伝達

議会災害対策会議 ⇄ 地域リーダー ⇄ 地区担当議員



(5) 災害発生時の定例会における対応（6つのケース）

大規模災害時に議会機能を維持し、予算など重要議案の審議が遅れて市政運営に支障が生じないようにするため、災害時の本会議開議、議案審議・採決に関する手順を議会B C Pとして明文化し、定例会議の開議前から最終日までを6つの期間に分け、以下の6ケースを図式化し作成した。

【ケース1】告示又は開議通知前(開会又は開議予定日の概ね2週間～1週間前)

【ケース2】告示又は開議通知後(議運開催後～本会議開会又は開議前)

【ケース3】本会議開会又は開議～一般質問前日

【ケース4】一般質問中～委員会審査前日

【ケース5】委員会審査～散会日開議前

【ケース6】散会日開議～議決まで

(6) 感染症禍における議会運営

感染対策を行った議会運営として、議場内の出席議員数の調整や執行部の出席方法、傍聴者の参加方法など本会議場における入場者数の調整や制限を行うことをはじめ、一般質問や発言する際のルールを明確にすることで対策している。

(7) 策定後について

見直し

- ・議長の発議により、必要に応じて議会運営委員会が見直しを行う。
- ・令和4年の策定以降、3回の改正を実施している。

地域防災への意識・関心の向上

- ・各地区総会への議会からの出席。
- ・各地区へ担当議員を設置したことにより、議員の地域防災への意識向上が見られた。

2 議会カフェについて

議員が市民と気軽に話をしながら、市をより良くするアイデアを共有するためにワークショップ形式による意見交換をするものである。

(1) 概要

テーマ：「新人議員とともに語ろう！4年後のつくば」

会 場：つくば市役所コミュニティ棟

時 間：13時30分～16時30分

定 員：50名（先着順※申込み期限前に満員に達するほどの反応）

(2) 議員主導によるファシリテーション研修

ファシリテーターの心構え

- ・プロセスの舵取り：活動内容はチームに任せ、そこに至る過程のみを舵取り

- ・中立性：中立的な立場で支援することで客観的で納得度の高い成果を引き出すファシリテーションのポイント
- ・場づくり：ひとり一人の頑なさを解きほぐし、「やわらかい関係性」を育む
- ・場のホールド：話のずれ、行き詰まりを防ぐことで、場を健やかに保つ

(3) 運営

会場設営、進行、受付、誘導、撮影、サポートまで開催における運営を参加議員による担当割り振りをしている。意見交換の際の班編成については、新人議員と先輩議員がペアになるように編成している。

まとめ

つくば市議会の視察において、まず、議会BCPの中で「地域リーダー」という体制を探っており、その中で各地域の担当議員が自治会の総会に出席し、議会BCP及び担当議員設置の報告をするという議会と地域が近い距離感で災害時を想定した取組をしている点が特徴的であった。また、災害発生時の定例会における対応について6つのケースで想定していることや情報伝達の流れを明確化、議会事務局における業務継続のための業務対応区分を設定し優先度を明確にするなど、具体的な動きを想定し計画に落とし込むことができていた。令和4年の策定以降、3回もの改正があったのは明確なビジョンのもと実施された訓練や見直す姿勢によるものだと考える。本市における議会BCPにおいても今後、定期的な研修・訓練の実施により時代に即した内容、実行性・実現性が高い計画を目指していくことが肝要である。

次に「議会カフェ」について、特徴的な取組であったのが市民との意見交換に向けた議員主導で行うファシリテーション研修である。市民との意見交換の際にポイントとなってくるのが、参加者の話したいことをいかにスムーズ聞き出せるかという点で、円滑なコミュニケーションを図るために議員の役割として「プロセスの舵取り」「場づくり」「場を保つ」ことを目指して研修に取り組んでいる。

本市議会においても昨年「カフェトーク」を開催したところであり、ファシリテーションという部分に関しては外部からファシリテーターを採用したが、これから市民へ意見交換の機会を提供する上で議員によるファシリテーションが参加者の事業に対する満足度に繋がる部分になるとを考えるため、本件については今後も調査研究に努めたい。

【茨城県取手市】 視察項目：Youtuibeライブ配信における運用方法について

人口105,616人 面積69.94平方キロメートル 議員定数24人（令和7年7月時点）

1 Youtuibeライブ配信について

取手市議会では、本会議の映像を平成29年からYoutuibeを利用して配信している。令和3年から、委員会や議員全員協議会等についても、本会議と同様にYoutuibe

eを利用した配信をしている。

(1) 録画配信が開始された契機

録画配信が開始された契機として平成19年3月、取手市議会において「議会映像のインターネット配信を求める陳情」が採択されたことによるもので、これは、取手市内でのケーブルテレビ普及率が低く、議会中継がされていない状況であったためである。

なお、録画配信に当たり当時、議会映像配信システムの導入を検討したが、民間企業が提供する映像配信システムを導入する場合、年間数百万円単位の費用が継続的に発生することが判明した。平成20年後半からの急激な景気悪化・法人市民税等の減収により、市では大幅な歳出削減を進めざるを得ない状況であり、議会映像配信システムの導入は難しいと判断されたが、議会事務局職員の簡易的な手法によるデータの作成・編集を行うことで、平成21年4月から本会議映像のインターネット配信（録画）を開始した。

(2) ライブ配信の開始

録画配信の手法調査と並行して、無料ライブ映像配信サービスを利用した本会議の実況配信についても調査・研究を進め、平成21年9月から無料ライブ映像配信サービスを利用して本会議実況映像の試験配信を開始した。

平成29年3月からは、無料ライブ映像配信サービスをY o u T u b eに変更してライブ配信を継続している。

(3) 委員会等における映像配信の開始

令和2年に感染拡大した新型コロナウイルス感染症により不要不急の外出自粛が呼びかけられたことに伴い、取手市議会においてオンライン委員会が開催されたほか、傍聴者にも傍聴自粛の呼びかけを行うこととなった。

この状況を受けて、傍聴自粛を求めている期間中は、感染症対策会議や委員会の会議についても、暫定的にY o u T u b eで配信を行うこととなった。

令和3年9月の議会運営委員会において、委員会等の会議についてY o u T u b eでの配信を継続していくことが決定された。

(4) 議会内の反応

本会議の映像配信を開始した当初は、行う必要がないと言う議員も一部いたが、現在では否定的な反応はない。

(5) 市民の反応

市民の反応に特段の変化は感じられない。時折、請願者などが委員会で発言する際に、インターネット配信を見た感想を述べるようになった。

(6) 事務局職員の対応・操作方法等

本会議については、議場隣接の録音室に職員1名を配置し、カメラの切り替え、音響の

操作のほか、Y o u T u b e配信用P Cの操作を行っている。

委員会については、各担当書記がY o u T u b e配信用P Cの操作を行っているが、書記の負担が大きいため2名体制での分担を検討中である。

委員会室の機器類については会議の都度設置する必要があるため、準備に30分程度を要する。また、オンライン委員会の場合は、Z o o mとの連携が必要なため、さらに作業が増える。

(7) 使用カメラの種別

本会議、委員会ともに固定カメラでの配信が基本である。議場では2か所の固定カメラ(天井固定)、委員会室では1か所の固定カメラを使用している。

委員会については、固定カメラと360度カメラでの配信を併用することで、視点を自由に動かせる臨場感があるが、高性能の配信用P Cが必要となるほか、インターネットの通信量が多くなるという点と固定カメラの映像と比べると荒くなるというデメリットもある。

Z o o mカメラについては、オンライン会議が開催される際に使用している。画面が分割されて各映像が小さくなるため、会議室の様子などがわかりづらくなるという点がデメリットとしてあげられる。

まとめ

取手市議会は、議会D Xの分野において先進的な取組を以前から実施しており、そのノウハウやチャレンジ精神によりコロナ禍においてもオンライン会議や動画配信などを行うことで開かれた議会ひいては議会の活動を停滞させることなく今日まで邁進してきた。

今回は、その議会D Xの中でY o u T u b eを活用した本会議や委員会などの動画配信について視察を行った。

取手市議会が録画配信を始めた契機としては、市民から「議会映像のインターネット配信を求める陳情」が提出され、採択されたことがあげられる。この陳情が提出された背景として取手市内においてケーブルテレビの普及がされておらず、市民が議会中継を見る機会がなかったことがある。当時は予算面及び技術面においても実現が難しい状況であったが、録画配信を実現するための検証に平成19年3月から取りかかり試行錯誤を重ねた結果、平成21年4月には本会議映像のインターネット配信を開始している。これほどまでのスピード感のある実行力の背景には当時、動画配信を推進していた議員の「失敗してもいいからやってみる」「失敗すれば元に戻せばよい」という精神があったからかもしれない。

本市議会においては、市ホームページを介してケーブルテレビの本会議中継が視聴できるほか、委員会審議は「議会の窓」、そのほか議会事業はケーブルテレビで放映しているため、Y o u T u b eを活用した動画配信の必要性があるかを含め、活用の可能性をこれからも協議していく必要がある。